

第96回 定時株主総会

# 招集ご通知

○開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

○開催場所

新潟市中央区川岸町3丁目18番地  
新潟放送 本社 1階 ラジオ第1スタジオ

○目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	43
計算書類	52
監査報告書	58

議決権行使書提出期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時まで

\* 本年も、ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。

(証券コード 9408)  
2026年6月8日  
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

新潟市中央区川岸町3丁目18番地  
**株式会社BSNメディアホールディングス**  
代表取締役社長 佐藤 隆夫

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.ohbsn.com/corporate/ir/>  
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「第96回定時株主総会招集通知」を選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「9408」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに書面またはインターネットにより、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 新潟市中央区川岸町3丁目18番地  
新潟放送 本社 1階 ラジオ第1スタジオ
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第96期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告の内容報告の件  
2. 第96期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針(買収への対応方針) 導入の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - ◎電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

## 株主様から事前のご質問

株主の皆様より第96回定時株主総会への事前のご質問を電子メールにて受付けいたします。  
ご質問のある株主様は、下記のアドレスに必要事項を記入し、お送りください。

**受付期間：**2026年6月8日（月曜日）～2026年6月18日（木曜日）

**必要事項：** お名前 議決権行使書に記載された株主番号

**メールアドレス：**bsn-soukai@bsn-niigata.co.jp

※お受けしたご質問で株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。また、後日当社ウェブサイト IR情報で公表いたします。

※ご質問した株主様のお名前を公表することはいたしません。


※なお、すべてのご質問にお答えできるわけではございませんのでご了承をお願いいたします。

※取り上げることができなかつたご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2026年6月25日 (木曜日)**  
午前10時 (受付開始:午前9時半)



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年6月24日 (水曜日)**  
午後5時00分入力完了分まで



**書面 (郵送) で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2026年6月24日 (水曜日)**  
午後5時00分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

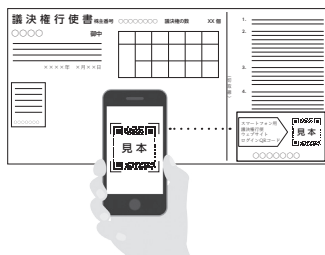
- ・インターネット等および書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

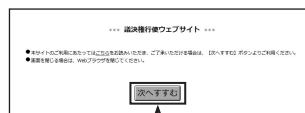
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

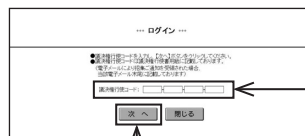
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

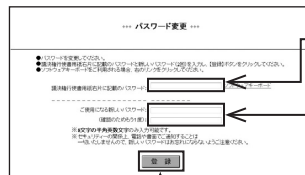
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたる安定した経営基盤のもとに株主の皆様へ安定的な配当を継続することを経営の基本方針の一つとして位置づけております。

この基本方針のもとに、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当期の期末配当につきましては、1株につき8円の配当といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は47,769,160円となります。  
なお、これによりまして年間配当金は、既に実施いたしました中間配当の8円と合わせて、1株につき16円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、本総会におきまして取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在、当社での地位			
1	佐藤隆夫	代表取締役社長	再任		
2	島田好久	専務取締役	再任		
3	南雲俊介	常務取締役	再任		
4	和田泰征	取締役	再任		
5	丹羽 崇	取締役	再任		
6	佐藤 明	取締役	再任	社外	
7	殖栗道郎	取締役	再任	社外	
8	小長光 仁	取締役	新任	社外	
9	山井 太	取締役	再任	社外	独立
10	中山正子	取締役	再任	社外	独立

### 取締役候補者に特に期待する分野

※各候補者につき3つまで記載しています。

候補者番号	氏名	企業経営	財務・会計	人材開発	営業・販売	コンテンツ開発	事業戦略
1	佐藤隆夫	○				○	○
2	島田好久	○			○		○
3	南雲俊介	○		○	○		
4	和田泰征		○	○	○		
5	丹羽 崇		○			○	○
6	佐藤 明	○				○	○
7	殖栗道郎	○	○				○
8	小長光 仁				○	○	○
9	山井 太	○		○			○
10	中山正子	○		○			○

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
<p>1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>さとう たかお 佐藤 隆夫 (1958年6月21日生)</p> <p>所有する当社の株式数 6,100株</p>	<p>1982年4月 (株)新潟放送 入社  2007年4月 同 報道制作局情報センター報道担当部長  2008年4月 同 報道制作局情報センター制作担当部長  2009年6月 同 経営管理局秘書部長  2011年7月 同 経営管理局次長兼社長室長  2012年4月 同 経営管理局次長兼社長室長兼人事部長  2013年6月 同 事業局長  2015年4月 同 東京支社長兼営業副本部長  2015年6月 同 取締役東京支社長兼営業副本部長  2017年6月 同 代表取締役社長  2023年6月 同 代表取締役会長  2023年6月 当社代表取締役社長(現在に至る)  (担当)  全般統括・関係会社統括</p> <p>取締役候補者とした理由  佐藤隆夫氏は、当社社長に就任以来、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など社業の発展に努めております。報道・番組制作・事業分野など、これまでの経験と実績は、当社の企業価値の向上に寄与するものと期待されることから、取締役候補者いたしました。</p>
<p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>しまだ よしひさ 島田 好久 (1958年3月16日生)</p> <p>所有する当社の株式数 5,300株</p>	<p>1989年10月 (株)新潟放送 入社  2011年4月 同 営業局長  2013年6月 同 取締役東京支社長  2015年4月 同 取締役編成局長 番組審議会担当  2017年3月 同 取締役放送本部長  2017年6月 同 常務取締役放送本部長  2018年4月 同 常務取締役経営戦略室長  2019年6月 同 専務取締役経営戦略室長  2020年4月 同 専務取締役  2023年6月 同 代表取締役社長(現在に至る)  2023年6月 当社専務取締役(現在に至る)  (担当)  全般統括補佐 放送事業担当</p> <p>取締役候補者とした理由  島田好久氏は、放送事業において、民放経営に関する十分な実績を残しており、これまでの経験から、当社の経営戦略の立案等に貢献するものと期待され、取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p style="text-align: center;">なぐも しゅん すけ 南 雲 俊 介 (1959年12月19日生)</p> <p>所有する当社の株式数 500株</p>	<p>1982年 4月 (株)BSN電子計算センター (現 (株)BSNアイネット) 入社  1999年 4月 同 営業部担当課長  2001年 4月 同 長岡支社長  2006年 4月 同 産業ソリューション事業部長  2007年 6月 同 取締役産業システムソリューション部長  2014年 6月 同 常務取締役医療産業事業本部長  2016年 6月 同 代表取締役専務  2017年 6月 同 代表取締役副社長  2020年 6月 同 代表取締役社長 (現在に至る)  2023年 6月 当社取締役  2025年 6月 同 常務取締役 (現在に至る)  (担当)  システム関連事業</p> <p>取締役候補者とした理由  南雲俊介氏は、(株)BSNアイネットの経営者として豊富な経験を有しております。専門的な知識を活かし、放送と情報通信によるニュービジネスを押し進める役割を担うものと期待されることから取締役候補者といたしました。</p>
<p style="text-align: center;">4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p style="text-align: center;">わだ やす まさ 和田 泰 征 (1966年 6月24日生)</p> <p>所有する当社の株式数 5,400株</p>	<p>1989年 4月 (株)新潟放送 入社  2013年 7月 同 営業局営業推進部長  2015年 4月 同 営業局業務部長  2018年 4月 同 上越支社長  2021年 4月 同 経営管理本部経営管理局次長兼財務部長  2023年 7月 同 経営管理本部副本部長兼経営管理局長兼財務部長  2024年 4月 同 執行役員経営管理本部副本部長兼経営管理局長兼財務部長  2024年 6月 同 取締役経営管理本部長兼経営管理局長兼財務部長  2024年 6月 当社取締役経営管理本部長兼経営管理局長兼財務部長  2026年 4月 同 取締役 (現在に至る)  (担当)  経営管理部門</p> <p>取締役候補者とした理由  和田泰征氏は、放送事業において営業活動で実績を残してきました。また、経営に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの経験を活かし、当事業の業務執行を適切に遂行できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p style="text-align: center;">に わ たかし 丹羽 崇 (1966年9月15日生)</p> <p>所有する当社の株式数 400株</p>	<p>1989年 4月 (株)新潟放送 入社 2014年 4月 同 ラジオセンター担当部長 2015年 4月 同 経営管理局社長室長 2017年 3月 同 放送本部情報センター次長兼報道部長 2019年 3月 同 長岡支社次長 2019年 7月 同 長岡支社長兼総務部長兼営業部長兼 情報センター長岡担当部長 2021年 6月 同 執行役員長岡支社長兼総務部長兼情報センター長岡 担当部長 2022年 6月 同 執行役員営業本部事業局長 2023年 4月 同 執行役員経営戦略室長 2023年 6月 当社経営管理本部ビジネス開発局長 2025年 6月 同 取締役 (現在に至る) (担当) 新規事業</p> <p>取締役候補者とした理由 丹羽崇氏は、放送事業において報道、事業などの分野で十分な実績を残してきました。これまで培った豊富な経験と知識は、当社事業の新規開拓に大きく貢献できるものと期待を寄せることから、取締役候補者いたしました。</p>
<p style="text-align: center;">6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外</div>	<p style="text-align: center;">さ とう あきら 佐藤 明 (1958年 1月 4日生)</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p>	<p>1981年 4月 (株)新潟日报社 入社 2008年 4月 同 編集局報道本部報道部長 2014年 3月 同 執行役員編集制作統括本部副本部長 兼編集局長 2016年 3月 同 取締役営業統括本部長 2018年 3月 同 常務取締役営業統括本部長 2020年 3月 同 専務取締役営業統括本部長 2022年 3月 同 代表取締役社長 (現在に至る) 2022年 6月 (株)新潟放送取締役 2023年 6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割 佐藤明氏は、地元密着の紙面で地域経済、社会、文化の向上に努める(株)新潟日报社の経営者として、様々なメディアが複合的に展開する現況のもと、報道機関の役割など総合的な見地から当社にアドバンスを与えることができる存在であることから、社外取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
7  再任 社外	うえ ぐり みち ろう 殖 栗 道 郎 (1962年12月24日生)  所有する当社の株式数 0株	1986年 4月 (株)第四銀行 (現 (株)第四北越銀行) 入行 2008年 4月 同 柏崎南支店長 2016年 6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 2017年 6月 同 取締役兼執行役員グループ戦略企画部長 2018年 6月 同 常務取締役 2018年10月 (株)第四北越フィナンシャルグループ 取締役 2021年 1月 (株)第四北越銀行常務取締役 2021年 4月 (株)第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長 (現在に至る) (株)第四北越銀行取締役頭取 (現在に至る) 2023年 6月 当社取締役 (現在に至る)
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 殖栗道郎氏は、(株)第四北越フィナンシャルグループの経営者として、専門性の高い見識を有しており、経営全般に関し、重要な示唆を与えることのできる存在として、社外取締役候補者となりました。	
8  新任 社外	こ なが みつ ひとし 小 長 光 仁 (1968年1月9日生)  所有する当社の株式数 0株	1992年 4月 (株)東京放送 入社 2010年10月 (株)TBSテレビ営業局スポット営業部部長 2014年 7月 同 営業局ネットワーク営業部担当部長 2015年 7月 同 営業局営業推進部担当部長 2018年 7月 同 営業局スポット営業部長 2020年 7月 (株)BS-TBS営業局長兼営業部長 2022年 7月 (株)TBSテレビ営業局 関西支社 営業部長 2024年 7月 同 営業局 関西支社長 (現在に至る)
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 小長光仁氏は、TBSグループの中核である(株)TBSテレビにおいて営業分野で豊富な知見を有しており、これまでの経験から、当社に重要な指針を与えることのできる存在として、新たな社外取締役候補者となりました。	
9  再任 社外 独立	やま い とおる 山 井 太 (1959年12月18日生)  所有する当社の株式数 0株	1986年 7月 (株)ヤマコウ (現 (株)スノーピーク) 入社 1989年 1月 (株)スノーピーク取締役事業部長 1992年 1月 同 常務取締役 1992年 8月 同 代表取締役副社長 1996年12月 同 代表取締役 2016年 3月 同 代表取締役社長 2019年 7月 Snow Peak USA,inc CEO 2020年 3月 同 代表取締役会長 2021年 6月 (株)新潟放送取締役 2022年 9月 (株)スノーピーク代表取締役会長兼社長執行役員 2023年 6月 当社取締役 (現在に至る) 2024年 3月 (株)スノーピーク代表取締役社長執行役員 2025年10月 (株)スノーピーク代表取締役会長執行役員 (現在に至る)
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 山井太氏は、アウトドア分野を中心に常に高い見地から卓越した経営手腕を發揮してきました。これまで多岐にわたる分野で培った幅広く深い知見と経験で、当社に有益な意見・提言等をいただける存在として、社外取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
10	なか やま まさ こ 中山正子 (1969年11月27日生)	1993年12月 (株)クリエイティブ蒼風 入社 2006年5月 (株)キタック 入社 CGソリューションセンター長 2009年1月 同 取締役総務担当兼CGソリューションセンター長 2011年1月 同 取締役総務部長兼CGソリューションセンター長 2013年1月 同 常務取締役経営管理部門統括 2015年1月 同 専務取締役経営管理部門統括 2017年1月 同 代表取締役社長(現在に至る) 2024年6月 当社取締役(現在に至る)
再任	所有する当社の株式数 0株	
社外		
独立		社外取締役候補者とした理由および期待される役割 中山正子氏は、(株)キタックの代表取締役社長を務め、上場企業の経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社に有益な意見・提言等をいただける存在として、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1.佐藤明、殖栗道郎、小長光仁、山井太、中山正子の5氏は社外取締役候補者であります。  
2.取締役候補者と当社との特別の利害関係は次のとおりであります。  
(1)佐藤明氏が代表取締役社長である(株)新潟日報社は、当社の筆頭株主であるとともに、報道部門等において当社グループの中核となる子会社(株)新潟放送と密接な業務提携関係にあります。  
(2)殖栗道郎氏が代表取締役社長である(株)第四北越フィナンシャルグループの中核である(株)第四北越銀行は、当社の主力取引銀行であります。  
(3)小長光仁氏が所属する(株)TBSテレビは当社加盟のJNNネットワークのキー局であり、ニュース取材、番組、技術、営業面で、密接な関係を築いております。  
(4)他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。
- 3.社外取締役候補者に関する特記事項は以下の通りであります。  
(1)独立役員について山井太氏、中山正子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。  
(2)社外取締役に就任してからの年数について、本総会終結の時をもって、佐藤明氏は3年、殖栗道郎氏は3年、山井太氏は3年、中山正子氏は2年であります。  
(3)当社は、従来より社外役員との責任限定契約についてはこれを締結しておらず、上記の社外取締役候補者につきましても契約締結は予定しておりません。
- 4.当社は、取締役・監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。取締役候補者が承認された場合、当該保険契約の被保険者になります。当社は次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役瀬賀弥平氏は本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者篠田雅史氏の任期は、当社定款（第33条）の定めにより、退任される監査役瀬賀弥平氏の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	篠田雅史 (1959年2月7日生)	1982年4月 関東信越国税局 入局 2007年7月 国税庁 監督評価官室関東信越派遣 監督評価官 2009年7月 前橋税務署 副署長 2013年7月 小千谷税務署長 2016年7月 関東信越国税局 課税第一部 国税訟務官室長 2017年7月 関東信越国税局 課税第一部 次長 2018年7月 新潟税務署長 2019年8月 篠田雅史税理士事務所開業（現在に至る）
	所有する当社の株式数 0株	
社外監査役候補者とした理由 篠田雅史氏は、税理士として培われた専門的な知識と経験を活かし、当社の監査役においてその職務を適切に遂行していただけると判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 篠田雅史氏は社外監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との特別の利害関係は次のとおりであります。  
 篠田雅史氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。
3. 監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。  
 (1) 当社は、従来より社外監査役との責任限定契約についてはこれを締結しておらず、監査役候補者につきましても契約締結は予定しておりません。  
 (2) 独立役員について篠田雅史氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員とする予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約について  
 当社は、取締役・監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。監査役候補者が承認された場合、当該保険契約の被保険者になります。当社は次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）導入の件

当社は、2026年5月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、下記のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の皆様の自由な意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める株主意思の原則を充足しております。さらに、本プランの導入につきましては、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本定時株主総会において議案（普通決議）としてお諮りさせていただきます。

なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、社外取締役5名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、また、社外監査役2名を含む当社監査役全員が同意しています。

本プランは、2026年5月12日付けで効力が生じておりますが、本議案について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

なお、会社法および金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令および省令等ならびに当社の株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下、同じとします。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## I. 会社の支配に関する基本方針

### (当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、大規模買付行為等（下記Ⅲ. 3. に定義されます。以下、同じとします。）が当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者（下記Ⅲ. 3. に定義されます。以下、同じとします。）からの必要かつ十分な情報の提供が不可欠です。そして、その判断を的確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主共同の利益にどのような影響を及ぼすかを検討し、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉または協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、上記のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値および株主共同の利益向上に向けた取組み

当社グループは、経営理念「新潟の情報産業として地域に寄り添い、様々な課題解決を通じて新潟の持続的な発展に貢献し続ける」のもと、すべてのステークホルダーから信頼される多角的なコンテンツ・サービスの提供に努めております。放送、IT、不動産管理などを包括的に手がける強みを活かし、組織内外の共創と積極的な成長投資を通じて、社会課題の解決と持続的な事業成長を両立させてまいります。

グループの中核となる放送事業については、ローカル放送局を取り巻く環境変化を捉え、コンテンツ制作力の強化とともに、IP（知的財産）ビジネスの拡大による収益源の多角化を推進しております。また、CSV（共通価値の創造）経営の実践として「子育て支援」「健康寿命延伸」「防災減災」を重点テーマに掲げ、電波とデジタルを融合させた革新的なアプローチで地域社会に貢献いたします。

システム関連事業においては、DXの浸透や生成AIの普及に伴う市場変化に迅速に対応しております。具体的には、AIアバターやロボット、メタバースと生成AIを掛け合わせたデジタルツインなど、最先端技術を顧客の経営課題に合わせて柔軟に実装しております。これまでの豊富な実績と先進技術を融合させた「X-Tech（クロステック）」を展開することで、さらなる企業価値の向上と株主利益の最大化を目指してまいります。

### 2. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、テレビ・ラジオの放送を通じて地域文化の向上と経済の繁栄に寄与すること、またシステム関連事業を通じてIT技術により地域の産業・医療・自治体業務などを幅広くサポートし、地域の発展に貢献することを経営の基本理念としています。公共性の極めて高い事業を担う社会的責任を鑑み、当社は「安定した経営基盤の確保」「地域社会への貢献」「持続的な企業価値の向上」を経営の最重要課題と位置づけております。これらを実現するため、経営の透明性と公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を可能にするガバナンス体制の構築・強化に継続的に取り組んでまいります。

#### (2) 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

放送事業およびシステム関連事業という高い公共性を有する事業を主軸としている当社は、取締役会から独立した立場にある監査役による厳格な監査体制が、経営の健全性と透明性の確保に最適であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。現在、取締役10名のうち半数の5名を社外取締役で構成しており、外部視点による監督機能を強化し

ております。さらに、社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を設置し、役員報酬の審査・評価の客観性を担保することで、実効性の高いガバナンス体制を構築しております。監査役会は、常勤監査役1名および社外監査役2名を含む計4名で構成されております。常勤監査役は、監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や重要決裁書類の閲覧、取締役からのヒアリングを継続的に実施しております。これにより、意思決定の妥当性および効率性を幅広く検証し、経営の透明性維持に努めております

### Ⅲ. 本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容

#### 1. 本プランの目的および概要

本プランは、上記Ⅰ. に記載した「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入されるものです。

企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することができる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為等がなされたときに、大規模買付者の提示する提案内容が適正か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為等についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為等の実施に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為等に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為等に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得ながら慎重に検討した上で公表いたします。さらに必要と認めれば、大規模買付者の提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検

討することが可能となり、最終的な判断を行うために必要な情報と機会が与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資すると考え、以下の内容の大規模買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、上記Ⅰ.「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって大規模買付行為等がなされた場合の対抗措置を含めた買収への対応方針として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付行為等を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。当社の2026年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。

## 2. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規定（概要につきましては、別紙2「独立委員会規定の概要」をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役もしくは社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者。）のいずれかに該当する者の中から選任いたします。本プラン導入時における独立委員会の各委員の氏名および略歴については、別紙3「独立委員の氏名および略歴」をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得ることが出来るものとします。

### 3. 対象となる大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

- ①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、これに限りません。）、
- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、これに限りません。）、または
- ③上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、大規模買付行為等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を意味します。

（注1）特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）、（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。）、（iii）上記（i）または（ii）の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的

利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーおよびこれらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)、ならびに (iv) 上記 (i) ないし (iii) に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下、同じとします。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等 (金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者もしくはその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合 (同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。)) も計算上考慮されるものとし、以下、同じとします。) または (ii) 特定株主グループが当社の株券等 (同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。) の買付け等を行う者もしくはその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合 (同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、同じとします。) の合計をいいます。

かかる株券等保有割合の計算上、(イ) 特別関係者、(ロ) 当該特定株主グループとの間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定株主グループの公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士ならびに会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに (ハ) 上記 (イ) または (ロ) に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値最大化または株主の皆様共同の利益の観点から問題ないと考えた旨の独立委員会による認定がない限り、本プランにおいては当該特定株主グループの共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者 (本プランにおいて共同保有者とみなされるものを含みます。) は、本プランにおいては当該特定株主グループの特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合または株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数 (同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。) および総議決権の数 (同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、半期報告書、自己株券買付状況報告書、決算短信および四半期決算短信のうち直前に提

出されたものを参照することができるものとします。以下、同じとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、同じとします。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙4。但し、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、大規模買付行為等の実施または大規模買付行為等の提案に先立ち、本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の氏名または名称および住所または所在地
- ②大規模買付者の設立準拠法
- ③大規模買付者の代表者の役職および氏名
- ④大規模買付者の国内連絡先
- ⑤大規模買付者の会社等の目的および事業の内容
- ⑥大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）および実質株主（出資者）の概要
- ⑦大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ⑧大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為等の目

的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為等後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注6）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

⑨本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じその内容について公表いたします。

（注6）重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

## (2) 必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日（注7）以内に、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討のために必要な情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙5「大規模買付者に提供を求める情報（必要情報）」のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本プランに定められた手続の迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限（大規模買付者が必要情報リストを受領した日から起算して、60日以内の期間を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、情報提供期間を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないとは合理的に判断する場合には、当社取締役会は、情報提供期間の範囲内で、大規模買付者に対して追加的に書面にて情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の判断を最

大限尊重いたします。) ことがあります。

大規模買付者から提供された必要情報が大規模買付行為等について評価・検討するに足りる内容であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者に対し、必要情報を受領したことを書面で通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が、必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から当該情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が提供を求める必要情報が一部揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了して情報提供完了通知を行い、その旨を公表するとともに、下記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(注7) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

### **(3) 取締役会評価検討期間**

当社取締役会は、大規模買付者に対する情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価検討期間」といいます。）として設定いたします。いずれの場合においても、取締役会評価検討期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に対して開示いたします。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値・株主共同の利益の

確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### (4) 大規模買付行為等が実施された場合の対応

##### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の意見を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。その上で、当社取締役会として、大規模買付行為等がなされることに反対であり、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると合理的な根拠をもって判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、法令等および当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

なお、大規模買付行為等が以下の（i）から（ix）のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると判断するものとします。もっとも、対抗措置の発動は、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると合理的な根拠をもって判断できる場合に限り行うものであり、以下の（i）から（ix）のいずれかに形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動するものではありません。

- （i）真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている（いわゆるグリーンメーラーである）場合
- （ii）会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付けを行っている場合
- （iii）会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付けを行っている場合
- （iv）会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り

抜けをする目的で株式の買付けを行っている場合

- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、法令等および当社定款上検討可能な対抗措置を講じることにより、大規模買付行為等に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、および大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

### ③取締役会の決議および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとしますが、原則として新株予約権の無償割当てを行うものとします。新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、非適格者（別紙6「新株予約権無償割当ての概要」第5項において定義されます。以下、同じとします。）に該当しないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重した上で当社取締役会が相当と判断した場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価検討期間はその日をもって終了し、直ちに、株主検討期間へ移行することとします。

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案、その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主意思確認総会において、出席した株主の議決権の過半数の賛成（普通決議）により、対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決

議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

また、株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

#### ④大規模買付行為等待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1)「意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価検討期間が終了するまでの期間を「大規模買付行為等待機期間」とします。一方、株主検討期間を設ける場合には、上記4. (1)「意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間が終了するまでの期間を「大規模買付行為等待機期間」とします。そして、大規模買付行為等待機期間においては、大規模買付行為等は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為等は、大規模買付行為等待機期間の経過後のみ開始できるものとします。

#### ⑤対抗措置の発動の停止等について

上記③において、当社取締役会において具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為等の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する方法により、また、新株予約権の無償割当て後においても、行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）する方法により、対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。このような対抗措置の発動の停止等を行う場合には、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

## 5. 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4. の手続に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として差別的行使条件等の付された新株予約権の無償割当てとしますが、法令等および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。本プランに基づき発動する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、非適格者に該当しないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

## 6. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プラン導入時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当ては実施されません。したがって、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記4. (4)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより、大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（例えば新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（非適格者を除きます。下記(3)においても同じとします。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令等に従って適時・適切に開示を行います。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当ての中止または割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### **(3) 対抗措置発動時に株主の皆様に必要な手続**

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また、当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合、当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が非適格者に該当しないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき、適時・適切に開示いたします。

## **7. 本プランの合理性を高める仕組み**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記 I. 「会社の支配に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

### **(1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること**

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」および東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっております。

## **(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること**

本プランは、上記1. 「本プランの目的および概要」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

## **(3) 合理的な客観的発動要件の設定**

本プランは、上記4. (4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みが確保されています。

## **(4) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）**

上記4. (4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

## **(5) デッドハンド型およびスローハンド型の買収への対応方針ではないこと**

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役ににより構成される取締役会によっていつでも廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

## 8. 本プランの廃止の手續および有効期間

本プランの有効期限は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以 上

(別紙1)

当社の大株主の株式保有状況 (2026年3月31日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社新潟日報社	894,800	14.98
越後交通株式会社	579,050	9.69
株式会社TBSホールディングス	485,000	8.12
光通信KK投資事業有限責任組合	389,200	6.51
株式会社第四北越銀行	289,600	4.84
第四北越リース株式会社	256,500	4.29
UHPartners2投資事業有限責任組合	202,000	3.38
株式会社NSGホールディングス	195,000	3.26
サトウ食品株式会社	136,000	2.27
エスアイエル投資事業有限責任組合	125,400	2.10

(注) 持株比率は自己株式(28,855株)を控除して計算しております。

以上

### 独立委員会規定の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役もしくは社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、全会一致をもってこれを行う。

以 上

**独立委員の氏名および略歴**

【氏名】 山井 太 (やまい とおる)

【略歴】 1959年12月18日生

2016年 3 月 (株)スノーピーク代表取締役社長

2019年 7 月 SnowPeakUSA,Inc.CEO

2020年 3 月 (株)スノーピーク代表取締役会長

2021年 6 月 (株)新潟放送取締役

2022年 9 月 (株)スノーピーク代表取締役会長兼社長執行役員

2023年 6 月 当社取締役 (現在)

2024年 3 月 (株)スノーピーク代表取締役社長執行役員

2025年10月 (株)スノーピーク代表取締役会長執行役員 (現在)

【氏名】 中山 正子 (なかやま まさこ)

【略歴】 1969年11月27日生

2011年 1 月 (株)キタック取締役総務部長兼CGソリューションセンター長

2013年 1 月 同 常務取締役経営管理部門統括

2015年 1 月 同 専務取締役経営管理部門統括

2017年 1 月 同 代表取締役社長 (現在)

2024年 6 月 当社取締役 (現在)

【氏名】 野澤 慎吾 (のざわ しんご)

【略歴】 1961年3月18日生

1997年 5 月 セコム上信越(株)常務取締役

2000年 6 月 同 専務取締役

2005年 3 月 同 代表取締役社長

2008年 6 月 同 代表取締役副会長

2010年 6 月 同 代表取締役会長 (現在)

2024年 6 月 当社監査役 (現在)

※山井太氏、中山正子氏は、会社法 第 2 条 第 15 条に定める社外取締役であります。

※山井太氏、中山正子氏及び野澤慎吾氏を東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

以上

## 共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本プランで定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものですが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはこれらの者が共同ないし協調して行動する関係」（共同協調関係）が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとします。
  - ※ 共同協調関係が樹立されたか否かの認定に際しては、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含みます。）について、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとします。
  - ※ 以下「大規模買付者」には、「大規模買付者」の親会社または子会社（大規模買付者を含め、「大規模買付者グループ」という。）、大規模買付者グループの役員・主要株主を含むものとします。
1. 当社株券等を取得している時期が、大規模買付者による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
  2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
  3. 当社株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者による株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、大規模買付者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、大規模買付者の行動に関連するイベントと近接しているか。
  4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、大規模買付者による当社株券等取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか。
  5. 大規模買付者が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が大規模買付者のそれと重なり合っている、または近接しているか。
  6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（大規模買付者とともその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

7. 上記5. 記載の当該他の上場会社において、認定対象者および大規模買付者（ならびに認定対象者以外の者で大規模買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行等）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。
8. 大規模買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。
9. 大規模買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下、同じとします。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。
10. 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本10. を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本11. を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
12. その代理人やアドバイザーが、大規模買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および／または親族関係その他の人的関係があるなど、大規模買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問いません。）。
13. その他、大規模買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

以 上

## 大規模買付者に提供を求める情報（必要情報）

1. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。以下、同じです。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の名前および職歴、過去10年以内における法令違反行為の有無（それが存する場合にはその概要）、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
3. 大規模買付行為等の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および大規模買付行為等を行った後における議決権割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしている場合には当該条件の内容）、ならびに大規模買付行為等の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
4. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
5. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金調達が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的内容を含みます。）
6. 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下、同じです。）の有無および意思連絡がある場合はその具体的内容および当該第三者の概要

7. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況、ならびに当社の株券等の貸株、借株および空売り等の状況
8. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
9. 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
10. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
11. 大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容
12. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
13. 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
14. 大規模買付行為等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性および国内外の法令等の規制遵守の可能性
15. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連が存在する場合にはその詳細

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の目的となる株式の種類  
当社普通株式
2. 新株予約権の目的となる株式の数  
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた額とします。
4. 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (a) 非適格者が保有する新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。  
「非適格者」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。
    - (i) 大規模買付者
    - (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項）
    - (iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
    - (iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
      - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく新株予約権を譲り受けまたは承継した者
      - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組

合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記5(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記5(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料および法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件がすべて履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記5(c)の条件の充足の確認は、上記5(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

## 6. 取得条件

- (a) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で、上記5(a)および(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記5(c)に該当する者が保有する新株予約権を含みます。下記(b)において「行使適格新株予約権」といいます。）について、取得に係る新株予約権の数に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができます。
- (b) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で行使適格新株予約権以外のものについて、取得に係る当該新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件および取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

### (i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当

社取締役会が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合を下回る範囲内でのみ、行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止または撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の議決権割合（但し、本(i)において、議決権割合の計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、または、

(β)大規模買付者の議決権割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株券等を市場内取引を通じて処分し、かつ、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

#### (ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限ります。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記5(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができるものとします。

## 7. 譲渡承認

譲渡による新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

## 8. 資本金および準備金に関する事項

新株予約権の行使および取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金および資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

#### 9. 端数

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

#### 10. 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

#### 11. 株主に割り当てる新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

#### 12. 新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、新株予約権を割り当てます。

#### 13. 新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。

#### 14. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や物価高に対応した各種政策の効果などにより、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、世界経済の不確実性や地政学リスクの高まりなどから、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような状況の中で、当社グループの当期の連結売上高は257億5千6百万円と前期に比べ5.7%の増収、営業利益は17億3千8百万円と前期に比べ1.0%の増益となりました。また、特別利益として投資有価証券の売却益を計上し、最終的な親会社株主に帰属する当期純利益は13億8千4百万円で前期に比べ32.4%の増益となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

#### [放送事業]

当連結会計年度における放送事業の収入は、58億6千9百万円（前期比0.1%増）となり営業利益は、3億6千8百万円（前期比17.6%増）となりました。

##### （ラジオ部門）

生ワイド番組の編成を強化し、平日の帰宅時間帯に最新のニュースや天気予報などをお届けする新番組「タやけラジオ」（月～木18:00～19:00）を開始しました。これにより平日の日中時間帯における自社制作番組の比率は約9割にまでアップしました。また、各番組の熱心なファン向けのいわゆる「推し活」を後押しする施策に力を入れました。番組グッズの開発・販売や有料イベントなど、付加価値の高いサービスの提供を心掛けています。さらにポッドキャスト配信にも力を入れ、再生回数はローカル局の中で常に上位にランクインするなど、圏域外へのコンテンツ発信でも存在感を高めています。今後は、番組連動型のEC（ネット通販）や有料配信の展開も検討していきます。

##### （テレビ部門）

テレビ離れと言われる中で、新潟地区は総世帯視聴率（HUT）と総個人視聴率（PUT）ともに前年を上回りました。PUTが前年を上回っているのは全国で6地区のみですが、特に新潟は伸びが大きく、プライムタイム（19:00～23:00）の視聴率は、全国でトップとなりました。新潟放送でもALL（4歳以上の男女個人）の視聴率が、全日（6:00～24:00）、ゴールデンタイム（19:00～22:00）、プライムタイムの時間帯で前年を上回りました。特に「世界陸上」や「世界バレー」で盛り上がった9月は月間で3冠を記録。新潟のPUTアップに大きく寄与しました。自社制作番組も好調で「なじラテ」（土12:10～14:00）は、4年連続で同時時間帯の視聴率1位を獲得しました。去年6月からはTVerをスタートし、新潟の魅力を全国に発信しています。15年

目を迎えた「水曜見ナイト」（水19:00～20:00）も、8月に放送した「長岡花火3時間SP」が世帯視聴率18.2%を獲得しました。10年目を迎えた平日夕方のレギュラー番組「BSN NEWS ゆうなび」（月～金18:15～）は、視聴者の関心が高い「安全・安心」「経済」「健康」を掘り下げ、特に米価高騰、クマの人的被害、原発再稼働問題、大雪被害などでは全国に向けてニュースを発信しました。WEBサイト「BSN NEWS DIG」でも情報発信の迅速化に努め、同時に収益化にもつながっています。単発番組では、終戦記念日の8月15日にドキュメンタリー「BSNスペシャル 新聞記者 小柳胖の戦争」を放送しました。新潟日報4代目社長・小柳胖の戦争体験を辿って、アメリカ国立公文書館で貴重な資料を発見、また関係者にインタビューを行い番組を制作しました。また、民間放送教育協会加盟局による全国放送のドキュメンタリー番組「日本のチカラ」（日曜5:45～6:15）では、6月に佐渡の伝統文化“鬼太鼓”を紹介する「鬼になる 太鼓で沸く島の春」を制作し、放送しました。今後も視聴者のニーズを捉え、テレビを通じ有意義な時間を過ごしていただけるような番組編成・制作に努めて参ります。

（その他の収入）

新潟市で、5月13日に主催したプロ野球戦「横浜DeNAベイスターズー阪神タイガース」は、観客数が2万1000人を記録しました。野球ファン以外への訴求が奏功し、新潟開催での興行収益は過去最高となりました。6月から8月にかけて長岡市の新潟県立近代美術館で開催した「徳川十五代将軍展～国宝・久能山東照宮の名宝～」は、貴重な国宝や十五代全ての将軍の甲冑展示が話題を呼び、多くの市民に歴史や美術への関心を高めるきっかけとなりました。また、全国放送の人気番組と連動した「プレバト展」を12月に新潟伊勢丹で開催し、才能豊かな芸能人の力作の展示が好評を博しました。自治体や地域に根差す企業の課題解決に取り組むエリアプロデュースも多様な事業を展開しました。村上市では林業への理解を深める広報支援、燕市では屋内遊戯施設「うさぎもち ハレラテつばめ」のPRや地域経済を支える工場を紹介する動画制作、阿賀町では、地元が誇る「阿賀米」のPRなど、改めて地域資源を見つめ直すことに力を入れました。テレビ・ラジオ広告にデジタル広告を加えたプラスデジタルマーケティング戦略をさらに強化し、新潟空港の活性化や求人への支援、新潟県のブランド品目である越後姫やにいがた和牛など全国に向けた魅力発信事業を推進しました。また、高齢者と大学生と一緒に参加するeスポーツ事業を三条市で主導するなど、市民生活の向上につながる多世代交流にも力を入れました。長期的な取り組みとしては、南魚沼市で2030年にリニューアルオープンする予定の「道の駅南魚沼」を管理運営する優先候補者に選定されました。地域創生のハブとなる拠点づくりを目指し、共同体の企業とともに取り組みを加速させてまいります。新潟県と連携協定を結び事業化している「にいがたケンジュプロジェクト」は7期目に入りました。長岡市の商業施設での健康チェックや新潟2kmエリアの市民ウォーキングなど今期は新たな施策も実施しました。今後も地域の課題解決をキーワードに、地域創生や健康寿命延伸、健康経営の推進などに取り組んでまいります。

#### [システム関連事業]

当連結会計年度における売上高は183億6千1百万円（前期比6.8%増）となり、営業利益は12億8千5百万円（前期比1.3%減）となりました。

システム関連事業におきましては、受託開発ではスマートフォン向けアプリの開発や、新潟をニアショア開発拠点とする受託案件が好調に推移しました。民間企業分野では、AIを活用した業務の自動化・省人化が進展しており、製造現場では自動搬送ロボットの導入および現場コンサルティング業務が増加しました。さらに、サイバー攻撃に対応するセキュリティ強化案件も増加していて、今後も引き続き、セキュリティ対策事業は民間企業に限らず他事業分野を含めて拡大していくものと見込んでおります。自治体分野では、注力事業である「自治体窓口DX SaaS」および「ゆびナビぶらす」の受注を着実に伸ばしたほか、「地方公共団体情報システムの標準化」についても当年度分の移行対応を着実に進めた結果、増収となりました。一方、Windows11関連の機器販売増加に伴い売上は伸長したものの利益率が低下したほか、ヘルスケア分野における基幹業務システムの教育標準化対応では、コストが増加いたしました。今後は品質改善に取り組むとともに、事業収益構造の改革を推進してまいります。

#### [建物サービスその他事業]

当連結会計年度における売上高は20億6千万円（前期比8.4%増）となり、営業利益は1億1千1百万円（前期比20.7%増）となりました。

建物サービスその他事業におきましては、前年度に受託した新規物件の設備管理業務や設備工事の受注が堅調に推移いたしました。加えて、新規不動産物件の取得や、プロモーション部門におけるテレビ・ラジオの新規広告主の獲得などにより、前年度比で増収となりました。利益面では、仕入原価の高騰による影響を受けたものの、全社的なコスト削減に注力した結果、利益の確保に努めました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1億2百万円でした。

放送事業は、老朽化で故障リスクが課題となっていた弥彦送信所の非常用発電機のほか、糸魚川テレビ中継局など7ヶ所のテレビ中継局の送信機の更新を行いました。また、番組・CM等を送出するテレビ統合バンクのオーバーホール、全社テロップ装置を更新し、3億7千2百万円の設備投資を実施しました。システム関連事業はBSNアイネットのデータセンターの無停電電源装置の入れ替え及び浸水対策工事などにより、7億9千3百万円の設備投資を実施しました。

## (3) 資金調達の状況

当期の事業資金につきましては、自己資金及び借入金、並びにリース取得により賄いました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループはこの度、新たな指針として2026年度から2028年度までを期間とする中期経営計画を策定いたしました。外部環境の劇的な変化に対応するため、「放送・メディア」「ITシステム開発」「建物管理」の各事業が持つ強みを融合させ、グループシナジーの創出を加速させ、高付加価値型ビジネスへの転換を推進してまいります。本計画の実行にあたり、本年新たにグループ横断型の「成長戦略推進会議」を設置いたしました。本会議において、グループおよび各社の成長に資する新規事業や戦略投資等の案件を迅速かつ厳正に審査し、機動的な投資を実施することで、飛躍的な成長を目指してまいります。これら一連の取り組みを通じて「総合ソリューション事業グループ」を確立し、持続的な高収益体質への変革を実現してまいります。

グループの中核である放送事業においては、長年培ってきた地上波の信頼性と地域創生への情熱に、デジタル技術を掛け合わせることで、ビジネスモデルの変革を推進いたします。良質なコンテンツの多角的（360度）展開、IP（知的財産）の活用や地域商社機能といった放送外事業の探索を強化し、収益ポートフォリオの最適化を推進いたします。また、CSV（共通価値の創造）経営として取り組む「キッズプロジェクト」「健康寿命延伸」「防災・減災」の各プロジェクトを発展させ、地域社会にとって不可欠な存在であり続けることを目指します。

もう一つの中核であるシステム関連事業においては、各業種で労働力不足の深刻化に伴い、生産性向上の要請からDX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みが一段と進展しております。一方で、サイバーセキュリティの脅威やサプライチェーンのリスクへの対策など企業の事業活動の安定化に向けた対策が喫緊の課題となっています。バックオフィス業務にとどまらず基幹業務システムにもAI活用が浸透しつつあることを踏まえ、さらなる労働生産性の向上と業務基盤の強靱化に資するサービスを提供してまいります。不透明な環境下においても、IT技術の活用と柔軟な対応力によりイノベーションを創出し、お客様との価値共創を通じて持続的な事業成長を実現してまいります。

当社は認定放送持株会社として、その高い公共性と社会的責任を真摯に受け止め、経営の透明性向上および内部統制の強化に継続的に取り組んでおります。さらに放送業界に強く求められて

いるコンプライアンス強化の取り組みとして、新潟放送においては、社外専門家と直結した相談・通報窓口を新設いたしました。今後も人権尊重を根底に据えた誠実な企業活動を徹底してまいります。

また、グループの持続的成長を支える最大の経営資源を「人」と捉え、人的資本への投資を加速いたします。業種の垣根を越えた人材交流や知見の共有を活性化させ、新たな価値を創造し得る「多才な人材」を育成するとともに、女性管理職の積極登用や多様な人材の確保を通じて、変化に即応できる強靱な組織基盤の構築に邁進してまいります。

#### (5) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
(株) 新 潟 放 送	100	100.0	放送法による基幹放送事業
(株) B S N ウ ェ ー ブ	85	100.0	建物管理及び不動産業等
(株) B S N アイ ネット	200	87.3	システムインテグレーション等、ITソリューション関連事業
(株) ビ ー アイ テ ッ ク	50	87.3	ITインフラ環境の総合サービス及びIT運用サポート・保守サービス
(株) I T ス ク エ ア	80	67.7	コンピューターシステムの企画 経営合理化等に関するコンサルタント
(株) エ ム ・ エ ス ・ シ ー	50	87.3	医療保険請求事務等の受託及び派遣

(注) (株)ビーアイテック及び(株)エム・エス・シーへの出資比率は、(株)BSNアイネットが所有する株式の間接所有分であります。また、(株)ITスクエアへの出資比率は、直接所有分及び(株)BSNアイネットが所有する株式の間接所有分であり、それぞれ当社の実質持分を示しております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	全般統括・関係会社統括	佐藤隆夫
専務取締役	全般統括補佐 放送事業担当	島田好久
常務取締役	システム関連事業担当	南雲俊介
取締役	経営管理部門担当	和田泰征
取締役	新規事業担当	丹羽崇
取締役	(株)新潟日報社 代表取締役社長	佐藤明
取締役	(株)第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長	殖栗道郎
取締役	TBSテレビ 執行役員	新名宏次
取締役	(株)スノーピーク代表取締役会長執行役員	山井太
取締役	(株)キタック代表取締役社長	中山正子
監査役（常勤）		阿部基行
監査役	(株)新潟日報社 相談役	小田敏三
監査役	税理士	瀬賀弥平
監査役	セコム上信越(株)代表取締役会長	野澤慎吾

- (注) 1. 2025年6月24日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、梅津雅之氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2025年6月24日開催の第95回定時株主総会において、佐藤隆夫氏、島田好久氏、南雲俊介氏、和田泰征氏、佐藤明氏、殖栗道郎氏、新名宏次氏、山井太氏、中山正子氏が取締役 に再任されました。また、新たに丹羽崇氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役のうち、佐藤明、殖栗道郎、新名宏次、山井太、中山正子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役のうち、山井太、中山正子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役のうち、小田敏三氏は当社取締役の経歴があるため社外監査役にはあたりません。
6. 監査役のうち、瀬賀弥平、野澤慎吾の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役瀬賀弥平氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役野澤慎吾氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
9. 当社は、取締役・監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責

任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	68 (12)	40 (12)	27 (-)	- (-)	11 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	14 (6)	14 (6)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	82 (18)	55 (18)	27 (-)	- (-)	15 (7)

(注) 上記は2025年6月24日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役および監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第77回定時株主総会において決議されています。その内容は、取締役（15名以内）の報酬限度額は年額240,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とし、監査役（4名以内）の報酬限度額は年額36,000千円以内とするものです。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役は4名）、監査役の員数は2名です。また、前記報酬限度額とは別枠として、業績連動型の株式報酬について2025年6月24日開催の第95回定時株主総会で決議されています。取締役（社外取締役を除く）が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、在任中は譲渡制限契約を締結することとしています。付与される1事業年度あたりの上限株式は12,000株としています。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は10名（うち社外取締役は5名）です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会の審議及び答申を経て、取締役会にて決議いたします。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする

ことを基本方針としています。具体的には固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成しており、独立した立場で経営を監督する機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支給することとしています。業績連動報酬に関しては、売上高と営業利益における事業年度当初予想額に対して達成率を基準とした報酬額が支給されています。単年度の業績達成と持続的な企業価値向上を動機づけることで、株主との利益共有に適するためであります。非金銭報酬等に関しては株式報酬とし、営業利益に関する事業年度当初予想額に対して達成率を基準とした譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に交付することとしています。中長期の株主価値の向上を動機づけ、株主様と価値を共有することを目的としています。当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会への諮問による審議を経て、その答申を踏まえて決定することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長佐藤隆夫が、報酬委員会における答申を経て取締役個人別の報酬額等を決定することとしています。個人別の報酬等の決定権限を委任した理由は、当社全体の事業・業績について、それらすべてを把握している代表取締役社長による決定が適していると考えためであります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との責任限定契約について締結しておりません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役・監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

⑦ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

役員退職慰労金の支払はありません。

(3) 社外役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

氏名 (当社での地位)	他の法人等における 重要な兼職の状況	期待される役割に関して行った職務の概要 (取締役会及び監査役会への出席状況等)
佐藤 明 (社外取締役)	(株)新潟日報社代表取締役社長	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、地元マスコミ界の指導的な立場から適切な提言を行っており、経営全般への助言など十分に役割を果たしています。
殖栗 道郎 (社外取締役)	(株)第四北越フィナンシャルグループ代表取締役社長	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、地元経済界における中心的な役割を担う立場から積極的な発言を行っており、的確な助言をしています。
新名 宏次 (社外取締役)	(株)TBSテレビ執行役員	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、放送業界での豊富な経験と幅広い知識に基づき有意義なアドバイスを行っており、責務を十分に発揮しています。
山井 太 (社外取締役)	(株)スノーピーク 代表取締役会長執行役員	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、アウトドア分野を中心に培った卓越した経営手腕をもとに、有益な意見を積極的に発言しています。
中山 正子 (社外取締役)	(株)キタック代表取締役社長	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、企業経営者としての豊かな経験と多種多様な観点から貴重な助言をしています。
瀬賀 弥平 (社外監査役)	税理士	当期開催の取締役会7回、監査役会6回全てに出席し、専門的な知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
野澤 慎吾 (社外監査役)	セコム上信越(株)代表取締役会長	当期開催の取締役会7回、監査役会6回全てに出席し、企業経営者としての豊かな経験に基づき適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役 佐藤明氏が代表取締役社長である(株)新潟日報社は、当社の筆頭株主であるとともに、報道部門をはじめとするあらゆる部門において当社グループの中核である子会社(株)新潟放送とは密接な業務提携の関係にあります。
2. 取締役 殖栗道郎氏が代表取締役社長である(株)第四北越フィナンシャルグループの中核である(株)第四北越銀行は、当社の主力取引銀行であります。
3. 取締役 新名宏次氏が執行役員である(株)TBSテレビは、当社が加盟するJNNネットワークのキー局で、ニュース取材、番組、技術、営業面での協力関係など当社の企業価値を維持するために不可欠な存在であり、多くの分野において密接な関係を築いております。
4. その他の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。
5. 当社は、社外役員との責任限定契約についてはこれを締結しておりません。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>1,513,351</b>	<b>流動負債</b>	<b>135,896</b>
現金及び預金	1,345,461	未払金	5,217
有価証券	25,446	未払法人税等	105,999
未収入金	14,080	株式給付引当金	11,642
貯蔵品	651	その他の	13,037
1年内長期貸付金	84,000		
その他	43,717		
貸倒引当金	△5		
<b>固定資産</b>	<b>15,545,933</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,295,674</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,513,521</b>	長期未払金	14,150
建物	190,209	繰延税金負債	1,281,524
土地	1,289,675		
建設仮勘定	33,636		
		<b>負債合計</b>	<b>1,431,570</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,727</b>	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,727	<b>株主資本</b>	<b>12,770,623</b>
		資本金	300,000
		資本剰余金	5,750
		資本準備金	5,750
		<b>利益剰余金</b>	<b>12,569,588</b>
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	12,494,588
		別途積立金	8,108,400
		繰越利益剰余金	4,386,188
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,030,684</b>	<b>自己株式</b>	<b>△104,715</b>
投資有価証券	7,481,347	評価・換算差額等	2,857,090
関係会社株式	5,902,062	その他有価証券評価差額金	2,857,090
長期貸付金	616,000	<b>純資産合計</b>	<b>15,627,714</b>
保険積立金	30,000		
その他	1,274	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,059,284</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,059,284</b>		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 損 益 計 算 書

自 2025年4月 1日

至 2026年3月31日

科 目	金 額	千円
営 業 収 益	45,007	
不 経 動 産 賃 貸 収 入	153,600	
子 会 社 配 費 事 業 用 費	110,505	309,112
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	16,365	16,365
売 上 総 利 益		292,747
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,063	
営 業 利 益	208,732	211,796
営 業 外 収 益		80,950
受 取 利 息 ・ 配 当 金 他	159,511	
営 業 外 の 費 用 他	1,729	161,241
経 特 別 利 益		3,566
投 資 有 価 証 券 利 益	3,566	238,625
特 別 利 損		326,954
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	326,954	326,954
税 引 前 当 期 純 利 益	19,999	19,999
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	136,172	545,580
法 人 税 等 調 整 額	△6,038	
当 期 純 利 益		130,134
		415,446

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

( 自 2025年 4 月 1 日 )  
( 至 2026年 3 月 31 日 )

項 目	株 主 資 本					
	資本金 <small>(千円)</small>	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金 <small>(千円)</small>	利益準備金 <small>(千円)</small>	その他利益剰余金		
				別途積立金 <small>(千円)</small>	繰 越 利 益 剰 余 金 <small>(千円)</small>	
2025年4月1日残高	300,000	5,750	75,000	8,108,400	4,060,564	
事業年度中変動額						
剰余金の配当					△89,821	
当期純利益					415,446	
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額 (純額)						
事業年度中変動額合計	-	-	-	-	325,624	
2026年3月31日残高	300,000	5,750	75,000	8,108,400	4,386,188	

項 目	株 主 資 本			評価・換算差額等	
	利益剰余金	自己株式 <small>(千円)</small>	株主資本合計 <small>(千円)</small>	その他有価証券 評価差額金 <small>(千円)</small>	純資産合計 <small>(千円)</small>
	利 益 剰 余 金 合 計 (千円)				
2025年4月1日残高	12,243,964	-974	12,548,739	1,972,297	14,521,037
事業年度中変動額					
剰余金の配当	△89,821		△89,821		△89,821
当期純利益	415,446		415,446		415,446
自己株式の取得		△103,741	△103,741		△103,741
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額 (純額)				884,793	884,793
事業年度中変動額合計	325,624	△103,741	221,883	884,793	1,106,677
2026年3月31日残高	12,569,588	△104,715	12,770,623	2,857,090	15,627,714

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考)

**連結貸借対照表**

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,530,456</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,504,593</b>
現金及び預金	9,572,894	未払金	3,111,071
受取手形	3,478	短期借入金	374,000
売掛金	5,432,195	リース債務	322,495
有価証券	25,446	未払法人税等	439,774
商 品	290,362	未払消費税等	143,002
原 材	35,418	契約負債	84,173
仕掛品	483,769	製品保証引当金	45,200
その他の金	692,479	賞与引当金	488,400
貸倒引当金	△5,588	役員賞与引当金	10,680
		受注損失引当金	162,000
		株式給付引当金	20,751
		その他の他	303,044
<b>固 定 資 産</b>	<b>20,407,115</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,422,887</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,723,958</b>	長期借入金	154,750
建物	2,799,385	役員退職慰労引当金	153,355
構築物	236,676	退職給付に係る負債	279,817
機械及び装置	991,688	リース債務	657,390
車輛及び運搬具	7,000	繰延税金負債	2,154,549
工具器具及び備品	84,856	その他の他	23,024
土地	2,672,571		
リース資産	852,940		
建設仮勘定	78,839		
<b>無形固定資産</b>	<b>281,439</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,927,480</b>
ソフトウェア	97,161	(純資産の部)	
リース資産	38,782	<b>株 主 資 本</b>	<b>23,099,709</b>
その他の他	145,495	資本金	300,000
		資本剰余金	1,778,801
		利益剰余金	21,125,623
		自己株式	△104,715
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,401,718</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,485,221</b>
投資有価証券	8,409,726	その他有価証券評価差額金	2,923,342
退職給付に係る資産	2,846,825	退職給付に係る調整累計額	561,879
繰延税金資産	448,031	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,425,160</b>
その他の他	722,763		
貸倒引当金	△25,629	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>28,010,091</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>36,937,572</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>36,937,572</b>

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

( 自 2025年 4月 1日 )  
( 至 2026年 3月 31日 )

科 目	金 額
	千円                      千円
売上	25,756,581
上 上 原 高	18,931,434
売 上 利 価	6,825,146
販 費 管 費	5,086,202
営 業 業 理 益	1,738,944
受 受 取 配 利 息	20,990
受 受 取 取 賃 当 金	167,665
有 有 取 取 券 貸 貸	5,141
そ 所 価 証 の 売 却 益	1,489
営 業 外 の 費 用	42,319
支 払 の 利 息	19,150
そ の 他	22,067
経 常 利 益	41,218
特 別 利 益	1,935,333
固 定 資 産 売 却 益	311
投 資 有 価 証 券 売 却 益	326,954
特 別 損 失	327,266
固 定 資 産 除 却 損	23,971
投 資 有 価 証 券 評 価 損	39,599
税金等調整前当期純利益	63,571
法人税・住民税及び事業税	2,199,028
法人税等調整額	732,919
当期純利益	△48,772
非支配株主に帰属する当期純利益	684,147
親会社株主に帰属する当期純利益	1,514,881
	129,953
	1,384,928

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

項 目	株 主 資 本				
	資本金 (千円)	資本剰余金 (千円)	利益剰余金 (千円)	自己株式 (千円)	株主資本合計 (千円)
2025年4月1日残高	300,000	1,778,801	19,830,517	△974	21,908,343
事業年度中変動額					
剰余金の配当			△89,821		△89,821
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,384,928		1,384,928
自己株式の取得				△103,741	△103,741
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額 (純額)					
事業年度中変動額合計	－	－	1,295,106	△103,741	1,191,365
2026年3月31日残高	300,000	1,778,801	21,125,623	△104,715	23,099,709

項 目	その他の包括利益累計額			非支配株主持分 (千円)	純資産合計 (千円)
	その他有価証券 評価差額金 (千円)	退職給付に係る 調整累計額 (千円)	その他の包括利 益累計額合計 (千円)		
2025年4月1日残高	2,013,687	269,825	2,283,512	1,297,995	25,489,852
事業年度中変動額					
剰余金の配当					△89,821
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,384,928
自己株式の取得					△103,741
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額 (純額)	909,654	292,054	1,201,708	127,164	1,328,873
事業年度中変動額合計	909,654	292,054	1,201,708	127,164	2,520,239
2026年3月31日残高	2,923,342	561,879	3,485,221	1,425,160	28,010,091

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 B S Nメディアホールディングス  
取締役会 御中

新宿監査法人 (東京都新宿区)

指定社員 公認会計士 田 中 信 行  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 高 橋 一 俊  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社B S Nメディアホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、監査役の監査実施状況の報告、監査意見の交換、取締役会の議題等の審議を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が策定した監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な諸会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況等を調査したほか、子会社の取締役等と意思疎通を図り、事業の報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。そして、関係会社の監査役とはグループ監査役連絡会を開き、情報交換を図りました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関しては、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人による当社及び子会社の監査に立ち合い、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が独立の立場を保持し適正な監査を実施しているかを監視及び検証しました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく職務の遂行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、第96期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の整備及び運用の状況について指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 BSNメディアホールディングス 監査役会

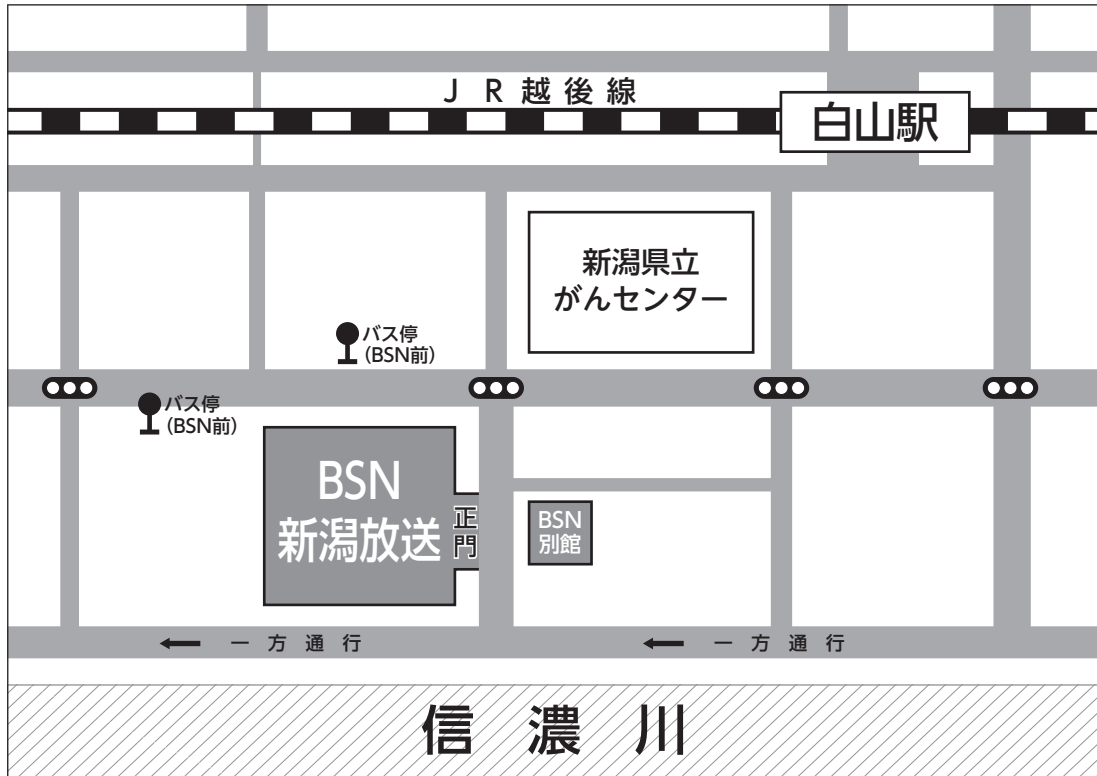
常勤監査役	阿部基行	ⓐ
監査役	小田敏三	ⓐ
監査役	瀬賀弥平	ⓐ
監査役	野澤慎吾	ⓐ

(注) 監査役瀬賀弥平及び監査役野澤慎吾は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

【会 場】 新潟放送 本社 1階 ラジオ第1スタジオ  
新潟市中央区川岸町3丁目18番地 ☎ (025) 267-4111



新潟駅（上越新幹線）からタクシー…約15分  
白山駅（JR越後線）南口から…徒歩約5分  
バス停（新潟交通）BSN前から…徒歩約1分

- \* 本年も、ご出席株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
- \* 駐車場には限りがございますので、ご来場の際にはできるだけ公共交通機関をご利用ください。